

最高裁秘書第3170号

令和8年9月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

7月8日付け（同月10日受付、第080111号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

mint sに含まれているGoogle Tag Manager (GTM)で設置されているタグ及びトリガーの設定を変更する場合の決裁手順が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）